

監査結果に基づく措置

- ・通知日：令和3年1月13日
- ・指定管理者：かけがわ街づくり株式会社
- ・所管課：産業労働政策課
- ・施設名：掛川駅周辺駐車場、掛川市自転車等駐車場、掛川大手門駐車場、掛川城公園駐車場

指摘事項等	措置状況	措置日
<p>1 指定管理者</p> <p>(1) 掛川市中心市街地駐車場・駐輪場の管理運営に関する協定書（以下「協定書」という。）第16条の規定によれば、かけがわ街づくり株式会社は、毎月の管理業務の終了後、翌月の7日までに収支状況を記載した管理運営業務定期報告書を掛川市に提出することとされているが、収支状況のうち、支出に関する記載がない。協定書に基づき、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>(1) 記載漏れのあった支出状況を含め、収支状況の報告を行いました。 定期報告書について、複数人でチェックを行い適切な事務処理を徹底します。</p>	<p>R2. 12. 18</p>
<p>2 所管課</p> <p>(1) 市は、協定書第6条において、市民満足度の高い効率的・効果的な施設の管理運営を確保するため、かけがわ街づくり株式会社に対し、駐車場の利用台数につき、1月当たり21,050台以上の業務要求水準を課しているが、平成31年度掛川市中心市街地駐車場・駐輪場管理業務報告書4(5)によれば、令和元年度における駐車場の利用台数は、1月当たり19,583台にとどまり、当該業務要求水準を満たしていない。令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で年度末の利用台数が減少しており、やむを得ない側面はあるが、より一層の利用促進を図り、当該業務要求水準の達成に努められたい。</p>	<p>(1) 指定管理者と十分に意見交換や協議を行い、市民のニーズを反映した駐車場運営に努め、駐車場の利用促進を図っていきます。</p>	<p>R2. 12. 18</p>